

平成30年度第2回「岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会」議事要旨

日 時	平成30年8月3日（金）10:00～11:30
場 所	OKBふれあい会館（岐阜市）9階 岐阜県女性の活躍支援センター セミナー室
出席委員	岩佐委員、木村委員、栗本委員、近藤委員、篠田委員、杉山委員、中村委員、長谷部委員、廣瀬委員、藤田委員、吉田委員（以上11名）
欠席委員	伊在井委員、加藤委員、中野委員、見田村委員（以上4名）
県（事務局）	田口子ども・女性局長、長尾同副局長、長屋女性の活躍推進課長、原女性の活躍支援センター長、植野子育て支援課長、山田子ども家庭課長、ほか

会 議 の 概 要

1 議題（1）表彰選考部会員の指名について ・会長より、表彰選考部会員として、新たに篠田委員が選任された。	
2 意見交換（議題（2）岐阜県男女共同参画（第4次）骨子（案）について）	
委 員	新たな男女共同参画計画について、岐阜県ならではの施策はあるか。
事務局	岐阜県の特徴として、M字カーブの底が深いこと、子どもが生まれたら仕事をいったん辞めるという意識が強いこと、女性の管理職比率が低いこと、35歳以上の女性の非正規雇用の割合が高いことがある。県としては、これらの改善に向けて、女性が仕事を続けられる環境の整備や女性自身のキャリアアップなどの取組みを行っていく必要があると考えている。
委 員	国の第4次計画で追加・強化された項目として、男性中心型労働慣行の変革と防災が挙げられている。県の計画骨子（案）では、防災については施策の方向性として掲げられているが、男性中心型労働慣行の変革についてはどこで取り上げられているのか。
事務局	男性の長時間労働がベースとなって成り立っている、いわゆる男性中心型労働慣行の変革に向けた取組みについては、柱の[2]「働く場における男女共同参画」の中に盛り込んでいきたいと考えている。
委 員	柱の[4]「男女共同参画の基盤づくり」に関連して、家庭や地域の中では、男は男らしく、女は女らしくという教育がされている。施策の方向性として「多様な選択を可能にする教育・学習の充実」が盛り込まれているが、「多様な選択が可能な」部分を「自分らしく生きる」といったわかりやすい表現としてはどうか。

委員	<p>女性の働き方に関連して、35歳以上で非正規が多くなるという話があったが、人手不足の中、企業側としては非正規ではなく、正規の社員になってほしいという声がある。企業が正規社員になってもらおうとアプローチをかけても、本人になかなか承諾していただけない例が多い。一番の問題は、男性の家事参画が進んでおらず、女性が仕事から家に帰ったらすぐに家事に移らなければならないということ。家事しつつ働く女性は、平日のうち一日くらい休みがほしいという希望を持った人も多く、それでは企業は正規として雇用できない。男性の育児・家事への参画と女性の活躍は裏・表の関係。特に岐阜県は、共働きは多いのに、M字の底が深かったり、夫が家事・育児に携わる時間が全国38位だったりといったギャップがある。計画策定後に、このギャップを埋めるための施策ができるとうい。</p>
委員	<p>骨子(案)の柱建てについて、「男性中心型労働慣行の変革と女性の活躍」についての打ち出し方が弱いと感じる。ワーク・ライフ・バランスの実現や働き方改革の実現に向けては、企業経営者等の意識改革が非常に重要である。社会の価値観の中で固く守られて、それで物事が動いていく「岩盤」となっている部分をどのように動かしていくかが課題。(経営者などの)社会を動かしている人たちが、男性中心的な働き方を根本的に変えないと自分たちの組織の発展というのではないのだからしっかり認識することが大事なポイントだと思う。項目建ての文言の中に、「男性中心型労働慣行の変革と、それに向けた働き方改革」というように明確に打ち出してはどうか。</p>
委員	<p>ハラスメントが起こる組織風土が女性の活躍を阻害することがある。女性に対する一般的な暴力の根絶だけではなく、職場での暴力・ハラスメント防止の取組みも必要だと思う。</p>
委員	<p>男性が家族の介護に直面すると、非常に困るという現実がある。働く場においても、地域とのつながりがなく、家事もしてこなかった男性が介護をするにあたって、どこに何を相談したらよいかわからず、抱え込んでしまう事例が見受けられる。介護が必要になる前の段階から、会社での啓蒙や教育が必要だと思う。男性も育児の段階から家事に関わるようになることで、将来の介護にスムーズにつながっていくので、柱[1]「あらゆる分野における男女共同参画」(4)「家庭における男女共同参画の推進」に掲げている男性の家事・育児参加が実効的な内容になるとよい。男性が介護に参画できるような環境整備が必要だと思う。</p>
委員	<p>柱[1]「あらゆる分野における男女共同参画」(4)「家庭における男女共同参画の推進」の中にある「男性が主体的に家事、育児、介護等に参画できる環境づくり」について、すでに女性が柱になっている感じがあって違和感がある。環境づくりは本人がすることだと思う。環境づくりも大事であるが、本人の意識改革が一番大事なこと。やってあげている・お手伝いという感覚ではなく、自分ができるところをやるという意識を持つことが重要。</p> <p>男性の介護参画について、国は在宅介護を推進しているが、介護は家族で全部やるのは無理。仕事の関係では我慢できることも家族間では我慢できないこともある。10年20年にわたることもある看護期間で、たまったストレスはいずれ爆発してしまう。介護サービスがどれだけ家庭に関わっていけるかが課題。介護を続けていく上では、介護サービスを利用し、サービスで行き届かないところについて、家族がサポートするということが重要。</p>
委員	<p>「働く場における男女共同参画」が柱として掲げられるのはとてもよい。トップの意識改革が一番重要で、かつ、最も難しい。経営トップは、男女に関わらず優秀な方はしかるべきポジションで働いていただきたいと考えている。岐阜県で女性の管理職が少ないのは、製造業が多いという産業構造による面もあり、超えるべきハードルは高いが、我々も企業に対する啓発の面で協力させていただく。</p>

委員	柱[3]「安全・安心な暮らしの実現」で、性的マイノリティに対する支援が入っているが、項目が(3)「困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備」に入っていることに違和感がある。「女性等」の書きぶりを変えてはどうか。
委員	柱[4]「男女共同参画推進の基盤づくり」の(1)「多様な選択を可能にする教育・学習の充実」について、学校教育における男女平等は非常に進んでいると思うが、家庭や地域では、「男らしさ・女らしさ」というものが根強く残っている。男女共同参画に係る教育や学習については、学校も地域も家庭も一緒になって取り組むような方向で書けないかと思う。
委員	計画の基本的な理念を読み返してみると、キーワードとして、「男女の平等」とか「個人の尊重」、「社会の対等な一員」といった言葉が掲げられている。国の計画を含め、全体の動きとして「女性の活躍」や「働き方改革」が強調される中で、働くことが一つの目標になって、それに向けて何をやっていくかという感じの計画になってしまうと、一番土台になる「人権を尊重する」とか、「個人を尊重する」というところが見えにくくなってしまふ。計画の柱建てを見たときに、第3次計画では、柱[2]「人権が尊重される社会環境整備」として掲げられていたが、第4次計画骨子(案)では大きな柱から抜けて[3]「安全・安心な暮らしの実現」の中の一つ下げた項目になっており、柱だけを見ると人権はどこへ行ったのだろうとを感じる人もいると思う。もちろん人権の部分を軽視したわけではなく、項目の中で書き込むことにはなっているが、やはり、内容として記載するのであれば、柱の書きぶりを「人権が尊重される社会、安全・安心な暮らしの実現」とするなど、柱建ての中に「人権の尊重」という言葉をしっかり入れるのがよいのではないかと思う。
3 意見交換（議題（3）岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第4次）骨子（案）について）	
委員	最近、共同親権の話題が出ているが、DVとの関わりは。
委員	日本は共同親権に係る取組が遅れている。日本は結婚・離婚に司法が関わらないが、海外では結婚・離婚に司法が関与する。日本がハーグ条約を批准して、共同親権と面会交流の問題が出てきている。養育費の面からは、共同親権は大切だなど思うこともある。一方で、共同親権の場合、親権者として抑圧的な態度に出る加害者もいる。DVの加害者の中には、親権を奪われたとして運動している人がいるが、海外の制度の都合のいいところだけをとらえて、日本は遅れていると主張している。日本ではまだ周辺環境が整っていないため、婚姻や離婚、子どもの養育について仕組みを整えてから共同親権を導入すべきだと思う。DVの被害者は共同親権の導入を恐れている方が多い。
委員	柱[2]「安心して相談できる体制づくり」の「男性、障がい者、高齢者、外国人などからの相談対応」というのは男性からの相談についても相談体制を整備するということか。
事務局	そのとおり。数は少ないが、男性・障がい者・外国人のDV被害の相談もある。
委員	外国人からの相談への対応はどのように行っているのか。窓口の周知次第で相談件数は伸びると考えているか。

事務局	外国人からの相談については、事前に通訳を用意して対応している。相談件数としては少ないが、引き続き相談を受ける体制を整備する必要がある。
委員	暴力を許さない社会づくりの加害者対策について、DV加害者の更生は短期間には難しいと思う。
委員	確かに加害者は短期間では変わらないが、人権の視点から見ても加害者も更生の機会を設ける必要があると考えている。DVも犯罪であり、他の犯罪と同様、加害者が更生に向けた教育を受けるなど、更生のチャンスを与えられる必要がある。加害者の更生支援にも取り組んでいるが、私が加害者更生に取り組むのは、次の被害者を生まないため。加害者は、加害を繰り返すことも多いし、被害者と別れても次のパートナーに再び加害することも多いので、更生支援は必要。アメリカでは更生教育は法律や処罰とセットにしたプログラムとなっており、抑止力になっている。まだまだやるべきことは多いので、計画に盛り込むことは有意義だと考えている。
委員	児童虐待については、第三者も通報の義務があり、最近では近所からの通報も増えており、通報窓口も周知されているが、DVの場合、通報窓口はあるのか。DVに気付いても、第三者がいきなり警察に通報するのは敷居が高いが、本人では相談できない部分もあるので、周囲の人が通報できる窓口の周知が重要だと思う。
事務局	警察の他には、女性相談センターや県福祉事務所など配偶者暴力支援センターが窓口となるが、市町村への設置は進んでいない。児童虐待に比べて、DVの相談窓口については、まだ周知されていない面もあるので、その面も含めて周知していく。
委員	60歳以上からのDV被害相談は増えているのか。高齢者のDV被害は声を上げにくいし、周囲も通報しにくいので、相談しやすくするための施策が進むとよい。
事務局	60歳以上の相談件数は平成29年度は193件、平成28年度は181件と大きな変化はない。先に開催した意見交換会でも高齢の被害者への支援体制が不十分との意見もあった。そうしたことを受けて、次期計画では、重点課題として位置づけていこうと考えている。
委員	DV相談件数や一時保護件数が減少しているが、施策の効果が得られていい方向に向かっているということなのか、もしくは潜在化が進んでいるということなのか。
事務局	一時保護の件数は減っているが、DVの認知の向上などにより、早い段階で相談いただいていることによって、保護が必要になるような深刻なケースにまで至らない案件が増えているのではないかと認識している。
委員	DV相談の現場の感覚としては、件数としては減っていないという印象。ただ、件数の変化よりも、内容が困難なものが増えている印象。殴る・蹴るといった典型的な暴力だけではなく、貧困の問題や子どもの障がいの問題なども絡んで複雑化している印象がある。DVに関する情報が広まって、早い段階で離婚しているケースも増えているほか、時代の流れで、保護施設で制約が多い生活をするのが嫌という理由で保護を希望しない人もいる。